

# 仕 様 書

## (適用範囲)

第1条 この仕様書は、国（農林水産省）が所有する土地に係る令和7年度国有農地防草シート設置等業務（兵庫県宍粟市）（以下「本業務」という。）に適用する。

## (目的)

第2条 本業務は、兵庫県宍粟市一宮町東市場字井ノ口854番1外1筆における防草シートの設置並びにそれに伴う草刈及び刈草等の適正な廃棄処分を目的とする。

## (草刈を行う土地の表示)

第3条 本業務を行う対象の土地は、以下のとおりである。

不動産の表示		地目	地積 (m <sup>2</sup> )	備考
番号	所在・地番	公簿		
1	兵庫県宍粟市一宮町東市場字井ノ口854番1	田	591	別紙位置図及び写真のとおり
2	兵庫県宍粟市一宮町東市場字井ノ口855番1	田	95	別紙位置図及び写真のとおり
計2筆			686	

## (業務内容)

第4条 本業務の内容は、次のとおりとする。

### (1) 雜草等の除去・集草

対象地にある雑草等の除去等を行うこと。

繁茂している雑草の他、すでに刈り倒されている刈草も除去すること。

また、地表上の雑草の除去だけでなく、地表際の根をじょれん等を使用して除去した後に整地すること。

### (2) 廃棄物の運搬・処分

本業務における草刈りで発生した刈草及び既に刈り取っている刈草等を集積・搬出し、適正に廃棄処分を行うこと。

### (3) 防草シートの設置

対象地の雑草を除去した後、防草シートを設置すること。

防草シート端部及び防草シート継ぎ目では、緑色の粘着テープ等を使用し、おおむね50cm間隔、その他はおおむね1m間隔で固定ピンを打設すること。

防草シート継ぎ目では、10cm程度ラップさせること。

施工地内にプラスチック杭が設置されているが、防草シートを加工して、プラスチック杭が出るように施工すること。

固定ピンは長さ20cm以上でかつ形状はコの字型であるものを使用し、固定ピン打設部には、施工する防草シートメーカーが推奨する丸型ワッシャー若しくは緑色の粘着テープで補強すること。

ただし、採用する防草シートについて、メーカーが推奨する工法がある場合は、その資料を監督職員に提示し承諾を得たうえで、メーカーが推奨する工法により、設置することを妨げない。

(4) 新設する防草シートについて

メーカーの製品仕様（カタログ・HP掲載等）において、以下の仕様が確認できるシートであること。

- ・材質は、ポリエスチル、ポリプロピレンまたは、ポリエチレン素材の長繊維不織布タイプであり、遮光率99%以上の製品であること。
- ・透水係数は、0.01cm/秒以上であること。
- ・引張強度は、たて方向・よこ方向ともに、900N/5cm以上。
- ・貫通抵抗力は、900N以上であること。
- ・防草シートの色は、グリーンとすること。
- ・耐用年数10年程度以上であること。

(参考品：デュポン ザバーン350G)

施工前には製品仕様を、近畿農政局経営・事業支援部農地政策推進課担当者（以下、「監督職員」という。）に提示し、承諾を得ること。

(5) 不法使用等見受けられた際は、監督職員に報告すること。

(履行期間)

第5条 令和8年3月17日までに実施すること。

(契約期間)

第6条 契約締結の日から令和8年3月17日までとする。

(完了報告)

第7条 本業務の報告資料は、次のとおりとする。

- (1) 業務完了報告書 1部
- (2) 業務写真（着工前、業務中、完了後） 1部

(支払期限)

第8条 発注者は受注者から適法な支払請求書を受けた日から起算して30日以内に支払うものとする。

(再請負に関する事項)

第9条 再請負の制限及び再請負を認める場合の条件

- (1) 受注者は、業務を一括して又は主たる部分を再請負してはならない。
- (2) 受注者は再請負先の行為について一切の責任を負うものとする。
- (3) 本業務の実施の一部を合理的な理由及び必要性により再請負する場合には、あらかじめ再請負の相手方の商号又は名称及び住所並びに再請負を行う業務の範囲、再請負の必要性及び契約金額等について記載した別添の再請負承認申請書を監督職員に提出し、あらかじめ承認を受けること。ただし、再請負ができる業務は、原則として契約金額に占める再請負金額の割合（「再請負比率」という。以下同じ。）が50パーセント以内の業務とする。

(環境負荷低減の取組)

第10条 環境配慮のチェック・要件化

受注者は、役務の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、事業の最終報告時に様式を用いて、以下の取組に努めたことを、環境配慮のチェック・要件化実施状況報告書（別紙）として提出すること。なお、全ての事項について「実施した／努めた」又は「左記非該当」のどちらかにチェックを入れるとともに、A～Kの各項目について、一つ以上「実施した／努めた」にチェックを入れること。

- ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。
- イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。
- ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。
- エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。
- オ 工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。
- カ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

（その他）

第11条

- (1) 業務実施の際は、対象地内に農業の用に利用する特殊自動車（トラクター等）以外の自動車を侵入させないこと。
- (2) 本業務の実施による公道の汚損及び損傷、あるいは、第三者に被害を及ぼす行為を行わないこと。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び本業務の実施について、疑義が生じたときは担当職員と協議し、その指示に従うこと。

【別紙】

様式

環境配慮のチェック・要件化実施状況報告書

以下のア～カの取組について、実施状況を報告します。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・対象となる物品の輸送に当たり、燃料消費を少なくするよう検討する（もしくはそのような工夫を行っている配送業者と連携する）。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・対象となる物品の輸送に当たり、燃費効率の向上や温室効果ガスの過度な排出を防ぐ観点から、輸送車両の保守点検を適切に実施している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・農林水産物や加工食品を使用する場合には、農薬等を適正に使用して（農薬の使用基準等を遵守して）作られたものを調達することに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事務用品を使用する場合には、詰め替えや再利用可能なものを調達することに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、  
その他の取組も行っていない場合は、その理由  
( )

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・事業実施時に消費する電気・ガス・ガソリン等のエネルギーについて、帳簿への記載や伝票の保存等により、使用量・使用料金の記録に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、不要な照明の消灯やエンジン停止に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、基準となる室温を決めたり、必要以上の冷暖房、保温を行わない等、適切な温度管理に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業実施時に使用する車両・機械等が効果的に機能を発揮できるよう、定期的な点検や破損があった場合は補修等に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・夏期のクールビズや冬期のウォームビズの実施に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他（）		
・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、他の取組も行っていない場合は、その理由（）		

ウ　臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・臭気が発生する可能性がある機械・設備（食品残さの処理や堆肥製造等）を使用する場合、周辺環境に影響を与えないよう定期的に点検を行う。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・臭気や害虫発生の原因となる生ごみの削減や、適切な廃棄などに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・食品保管を行う等の場合、清潔な環境を維持するため、定期的に清掃を行うことに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他（）		
・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、他の取組も行っていない場合は、その理由（）		

エ　廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・事業実施時に使用する資材について、プラスチック資材から紙などの環境負荷が少ない資材に変更することを検討する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

・資源のリサイクルに努めている（リサイクル事業者に委託することも可）。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業実施時に使用するプラスチック資材を処分する場合に法令に従って適切に実施している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他（ ）		

- ・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

才 工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・近隣の生物種に影響を与えるような、水質汚濁が発生しないよう努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・近隣の生物種に影響を与えるような、大気汚染が発生しないよう努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・施工にあたり使用する機械や車両について、排気ガスの規制に関連する法令等に適合したものを使用する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他（ ）		

- ・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

カ みどり戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート解説書－民間事業者・自治体等編一」にある記載内容を了知し、関係する事項について取り組むよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

・事業者として独自の環境方針やビジョンなどの策定している、もしくは、策定を検討する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・従業員等向けの環境や持続性確保に係る研修などを行っている、もしくは、実施を検討する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・作業現場における、作業安全のためのルールや手順などをマニュアル等に整理する。また、定期的な研修などを実施するよう努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・資機材や作業機械・設備が異常な動作などを起こさないよう、定期的な点検や補修などに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・作業現場における作業空間内の工具や資材の整理などを行い、安全に作業を行えるスペースを確保する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・労災保険等の補償措置を備えるよう努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由  
 ( )

## 位置図

兵庫県宍粟市一宮町東市場字井ノ口854番1、855番1



(※ 赤い囲みの土地が施工地です。また、航空写真が古いため、現在の道路状況と異なります。)

## 写真

兵庫県宍粟市一宮町東市場字井ノ口854番1、855番1

(※ 下の写真是令和5年12月撮影、雑草の繁茂状況は写真的とおりではありません。)



### <現場条件に係る注意事項>

- ・ 詳細な測量をしている杭がある。施工時に損傷しないように注意し、防草シートを加工して杭の頭は出す形で施工すること。
- ・ 北東には進入路があるが、こちらについては施工を要しない。
- ・ 仕様書第4条（1）にあるように、刈り倒されているものも含めて雑草の除去は、丁寧にお願いします。
- ・ 施工開始日に監督職員から施工場所、施工方法について、詳細な説明をさせて頂きます。